

令和5年度に実施した個別指導に  
おいて保険医療機関（医科）に  
改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 6 年 9 月

## 目 次

### I 診療に係る事項

1	診療録等	1
2	傷病名	1
3	基本診療料	2
4	医学管理等	2
5	在宅医療	2
6	投薬・注射、薬剤料等	2

### II 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

1	診療録等	3
2	診療報酬明細書の記載等	3
3	一部負担金等	3

## I 診療に係る事項

### 1 診療録等

(1) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に、症状、所見、治療計画等について記載内容の充実を図ること）。

(2) 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医師による日々の診療内容の記載が極めて乏しい。
- ② 診療録第3面（保険医療機関及び保険医療費担当規則様式第一号（一）の3）に患者から徴収する一部負担金の徴収金額が適正に記載されていない。

(3) 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 修正テープや塗りつぶしにより訂正しているため、訂正は訂正した者、内容、日時等が分かるように行うこと。

### 2 傷病名

(1) 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 「傷病名」欄への記載は、1行に1傷病名を記載すること。
- ② 傷病名の記載が漏れている。
- ③ 傷病名を診療録の傷病名欄から削除している。当該傷病に対する診療が終了した場合には、傷病名を削除するのではなく、転帰を記載すること。
- ④ 継続して治療中の疾患であるにもかかわらず、傷病名の診療開始日をより新しい日付に変更している。

(2) 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。傷病名は診療録への必要記載事項であるので、正確に記載すること。

- ① 医学的な診断根拠がない傷病名
- ② 次の記載がない傷病名
  - ア 急性・慢性
  - イ 左右の別
  - ウ 部位
  - エ 病型

(3) 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。

- ① 長期にわたる急性疾患等の傷病名
- ② 類似の傷病名

### 3 基本診療料

(1) 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 外来管理加算

ア 患者からの聴取事項や診察所見の要点についての診療録への記載がない又は不十分である。

### 4 医学管理等

(1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

(2) 診療情報提供料（I）について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 交付した文書において項目欄（既往歴又は現在の処方）への記載がない。

### 5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 往診料

ア 形態から全体を同一の患家とみなすことが適当であるものにおいて2人以上の患者を診療した場合であって、2人目以降の患者に対して不適切に往診料を算定している。

(2) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 在宅自己注射指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

② 在宅酸素療法指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

### 6 投薬・注射、薬剤料等

(1) 薬剤の投与について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① ビタミン剤の投与について

ア ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨が具体的に診療録へ記載されていない。

## Ⅱ 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

### 1 診療録等

(1) 電子的に保存している記録の管理・運用について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① アクセス権限について、医療情報システムの利用用途とアクセス範囲、アクセス権限等のリスク評価に基づいた付与が行われていない。

### 2 診療報酬明細書の記載等

(1) 診療報酬の請求に当たっては、医師と請求事務担当者が連携を図り、適切な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、医師自ら点検を十分行うこと。

(2) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。(傷病名・転記)

### 3 一部負担金等

(1) 一部負担金の受領について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 一部負担金等の計算記録の保管方法が不適切である。